

令和3年度寒河江市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請  
支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雇用の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するために国が特例措置として実施する雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「特例助成金」という。）を活用する市内の事業所に対し、その申請事務を社会保険労務士又は弁護士（以下「社会保険労務士等」という。）に委託した場合に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年寒河江市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 法第2条第5項に規定する小規模企業者

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者等
- (2) 令和2年4月1日から令和3年12月31日までの間の従業員の休業について特例助成金の支給申請をした事業者
- (3) 特例助成金の支給申請に係る事務を社会保険労務士等に委託し、その費用

を支払っていること。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。

(5) 寒河江市暴力団排除条例(平成24年市条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していないこと。

2 前項第1号における「事業所を有する」とは、事業用の家屋等を所有又は賃貸借契約を締結していることとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、特例助成金の支給申請(当該申請の前に行う休業等実施計画届の提出を含む。)に係る事務の代行を社会保険労務士等に依頼した場合に要する代行報酬等(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。)とし、1事業所当たり40万円を上限とする。ただし、令和2年度寒河江市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援事業費補助金の交付を受けた事業者は、40万円から当該交付額を差し引いた額を補助の上限とする。

2 事業者が、市内及び市外にある事業所の従業員を一括して、特例助成金の支給申請に係る事務の代行を依頼した場合は、合計した従業員数と市内にある事業所の従業員数を按分した割合を補助対象経費に乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。)とする。

(補助金等交付申請書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則

第5条の規定にかかわらず、寒河江市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、令和4年1月21日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金に係る支給申請書の写し又は緊急雇用安定助成金に係る支給申請書の写し
- (2) 社会保険労務士等に支払った雇用調整助成金等の支給申請事務の代行に係る報酬等の領収書の写し
- (3) 補助金振込先口座の通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、1事業者につき1回限りとする。

（実績報告）

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、前条第1項の規定による申請をもって、実績報告に代えるものとする。

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは補助金の交付を決定し、規則第8条の規定にかかわらず、寒河江市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援事業費補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、補助金の一部又は全額を返還させることができるものとする。

- (1) 申請者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(帳簿等の保管)

第10条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年 6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 7月 1日から施行する。